

天然ガス探鉱費補助金交付方針

53 資油部第12号

昭和53年4月10日

資源エネルギー省石油部

昭和53年度における天然ガス探鉱費補助金の交付については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「石油及び可燃性天然ガス資源開発法」に基づくほか、石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会の「第4次5ヶ年計画」に関する答申等を考慮し、以下の方針によることとする。この交付方針は昭和53年度から適用する。

1. 試掘

1) 深度

試掘深度の大きいものを高位とする。

2) 天然ガスの種類、試掘対象鉱床の種類及び 対象試掘井と既試掘構造等との関係。

A) 構造性天然ガス

① 背斜型鉱床の場合

ⅰ) 新地域における試掘を最高位とする。

ⅱ) 既試掘地域においては、試掘対象層準が既
試掘と同一層準の場合と試掘対象層準が
試掘層準の以深の場合のそれぞれについて、

計画した試掘と既試掘両の条件を考慮し、探
鉱リスクの高いものを高位とする。

② 層位封塞型鉱床の場合

ⅰ) 新地域における試掘を最高位とする。

ⅱ) 既試掘地域においても、上記 ① - ⅰ) に次
ぐ評点とする。

B) 水溶性天然ガス

水溶性天然ガスの賦存を確認している地域以外
の地域を対象とする。

2. 物理探鉱

イ) 新地域における広域的調査を最高位とし、ロ) 次いで新構造系列の発見に資するもの、ハ)既知構造系列の延長部における構造の発見に資するものの順位とする。

3. 前項 1.2 のものであつて、地方公共団体が単独で又は企業と共同で実施する場合は、探鉱計画の目的等により特に考慮するものとする。